# ◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2008年3~4月号(Vol.25)

2008 年 4 月 30 日 JETRO デュッセルドルフセンタ-

## 目 次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ http://www.jetro.go.jp/world/europe/jp/も併せてご利用ください。

## ≪特許≫

日独特許審査ハイウェイ試行開始 EPO-USPTO, 9月より特許審査ハイウェイ試行開始

## ≪ 意 匠 · 商 標 ≫

英国知的財産庁,商標規則の近代化及び整理統合に関する意見募集を開始 共同体商標出願の各国調査,出願人が選択可能に OHIM,2007年ユーザー満足度調査結果公表

## ≪模倣品・海賊版対策≫

欧州委員会, EU 米税関共同による最初の模倣品対策作戦結果を公表 ドイツ警察. 見本市にて特許侵害被疑品展示ブースを捜索

## ≪特許情報·電子出願≫

欧州特許庁, 出願件数予測調査結果を公表 OHIM, 2007 年の年報を公表

- ・オーストリア特許庁, 2007 年年報公表
- ・スロベニア知的財産庁, 2007年年報公表
- ・ハンガリー特許庁、2007年年報公表

# ≪その他 ≫

欧州司法裁判所,「パルメザンチーズ」にイタリアの原産地呼称保護認める判決 欧州連合首脳会議,「知識の自由移動(5番目の自由)」を採択 欧州委員会,大学等の公的研究機関における知識移転活動に係る知的財産管理に関す る勧告を採択

英国知的財産庁, 2007 年顧客満足度調査結果公表 EU-中国第二次知財協力 ("IPR2 EU-China")

欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

# ≪特許≫

#### 日独特許審査ハイウェイ試行開始

ドイツ特許商標庁 (DPMA) は、3月25日、日本との特許審査ハイウェイ (PPH; Patent Prosecution Highway) の試行が同日付けで開始された旨プレスリリースを行った。概要は以下のとおり。

DPMA 及び日本国特許庁 (JPO) の両者に特許出願している出願人は、早期審査を申請することが可能となる。この場合、両庁は作業結果 (work results) を交換・相互利用する。出願人は、PPH の請求及び必要書類の提出から 9 月以内に対応出願に対するファーストアクションを得ることができる。試行は 2 年間の予定であり、延長も可能となっている。

シャーデ DPMA 長官は、「本試行開始により、JPO との長期の良好関係はさらに強化される。本試行は、各庁の作業及び調査結果を利用可能とする。日本又はドイツに先に出願した出願人は、他方の国の対応出願について早期審査を受けることができる。全世界での発明に係る知的財産権に対する出願増加行動を背景として、本試行は、特許庁間の国際協力の象徴である。」と述べている。

- DPMAのプレスリリースは、以下参照(ドイツ語及び英語) -

 $\frac{\text{http://presse.dpma.de/presseservice/pressemitteilungen/aktuellepressemitteilungen/25}}{032008/\text{index.html}}$ 

#### EPO-USPTO, 9月より特許審査ハイウェイ試行開始

欧州特許庁(EPO)及び米国商務省特許商標庁(USPTO)は、4月28日、特許審査ハイウェイ(PPH; Patent Prosecution Highway)の試行協力取組みを9月に立ち上げる旨プレスリリースを行った。

EPO ブリムロー長官は、「特許制度を何とか存続させるのであれば(to keep its head above water)、他庁の業務を利用するための準備を行うことは、合理的かつ必要不可欠。 PPH のようなプロジェクトの可能性を探ることは極めて重要。」と述べている。また、 USPTO デュダス長官は、「今回の試行は、ワークロード対策のための USPTO-EPO 協力の 重要なステップ。互いの業務を利用することにより、滞貨を減少させ、特許の品質を高く

保持できる。今回の試行は、世界の特許庁同士の PPH ネットワーク拡大にとって重要な意義を持つ。」としている。

PPH においては、EPO 又は USPTO のいずれかになされた出願であって、少なくとも 1 つの特許可能クレームを有する出願の出願人は、もう一方の庁になされた対応出願について早期審査を申請できる。試行に参加するための全ての要件については、試行開始前に EPO 及び USPTO のウェブサイトにて利用可能となる予定。両庁にとっては相手庁がすでに行った審査結果を利用することで、業務の重複回避、審査負担の軽減、特許の品質向上が可能となる。

今回の試行の目的は、出願人の関心度合いを測ると共に、両庁において品質と効率性を 向上させワークロードの軽減がなされるのかについて見極めるもの。試行期間は1年を予 定しているが、申請件数等によっては延長又は短縮の可能性もあり、その場合には両庁か らその旨公表されることとなる。

— EPO によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.epo.org/topics/news/2008/20080428.html

― USPTO によるプレスリリースは、以下参照 ―

http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/08-18.htm

# ≪ 意 匠 · 商 標 ≫

### 英国知的財産庁、商標規則の近代化及び整理統合に関する意見募集を開始

英国知的財産庁(UKIPO)は 3月3日,商標規則 2000 の近代化及び整理統合(Modernisation and Consolidation)に関する意見募集を開始した。意見提出可能期間は,5月26日まで。改正後は,商標規則 2008 となる予定。

今回の近代化及び整理統合の目的は、以下のとおり。

- (1) 商標規則の理解を容易にし、重複、矛盾及び混乱の可能性をなくすため、商標規則 2000 に対する 7 回の改正事項を整理統合する。
- (2) 英国商標制度を国際的な最適実務に完全に合わせ、商標法に関するシンガポール条約の批准を可能にする。

- (3) 商標に関する異議及び無効手続を、さらに柔軟に、効率的に、バランスの取れたものにする。
- (4) 登録手続の速度及び効率性を高め、ユーザのコストを低減するために、業務変更を 導入する。
- UKIPO によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2008/press-release-20080303.htm

一 本意見募集の情報は,以下参照 一

http://www.ipo.gov.uk/about/about-consult/about-formal/about-formal-current/consult-tmrules.htm

一 本意見募集の資料本文は,以下参照 一

http://www.ipo.gov.uk/consult-tmrules.pdf

### 共同体商標出願の各国調査、出願人が選択可能に

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、3月5日、3月10日以降の共同体商標(CTM)出願から、各国調査(各国商標庁による調査)の有無について出願人が選択可能となる制度に移行することを、プレスリリースした。現行制度は、CTMに関する調査(OHIMが実施)及び各国調査の両者が義務となっているが、今後はCTMに関する調査のみ義務となる。本制度移行は、2004年2月19日の共同体商標理事会規則改正((EC) No 422/2004)に基づくもの。

各国調査について調査する国を選択することはできず、全ての国(現在,16ヵ国\*)で調査がなされる。出願人は出願時に各国調査を行うかを選択する。各国調査の料金は192ユーロであり、各国当たり12ユーロとなっている。各国調査を選択しない場合、現在より早期に調査が終わるため、登録までの期間が短縮される。

(参考) 各国調査を行う16ヵ国は以下のとおり。

オーストリア,ブルガリア,チェコ共和国,デンマーク,フィンランド,ギリシャ,ハ ンガリー,アイルランド,リトアニア,ポーランド,ポルトガル,ルーマニア,スロバキ ア共和国,スペイン,スウェーデン,英国

- OHIM プレスリリース (3月5日付) は、以下参照 -

http://oami.europa.eu/en/news.htm

- 新調査制度の情報は、以下参照 -

http://oami.europa.eu/en/mark/marque/pdf/optionalSearches.pdf

- 2004年2月19日の共同体商標理事会規則改正 ((EC) No 422/2004) は,以下参照 (特に, Point 9 of Article 1 参照) -

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:070:0001:0007:EN:PDF

#### OHIM, 2007 年ユーザー満足度調査結果公表

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は,3月19日,2007年ユーザー満足度調査結果報告書 (要約版)を公表した。3年連続3回目の調査。2007年にOHIMに手続きを行ったユーザーを対象に、外部調査機関に委託してウェブを介したアンケート (CAWI: Computer Assisted Web Interview)を行った。代理人709件,権利者(商標/意匠権者)518件,計1,227件の回答が得られ(回収率8%),2005年,2006年の結果と比較しつつ、代理人及び権利者を別々にした分析がなされている。主な結果は以下のとおり。

- ・ 全体的な指標であるユーザー満足度指標(USI: User Satisfaction index)は、代理人、権利者共に大きく向上した。
- ・ 権利者と代理人との間の評価のずれが縮小した。
- ・ クレーム (complaints) の数は減少する一方, それらクレーム処理の効率は向上した。
- ・ 中心的作業である共同体商標 (CTM), 共同体意匠 (RCD) 及び登録 (Register) についての満足度は, 代理人, 権利者共に大きく改善した。しかし, 審判についてはそうではなかった。
- 昨年低い評価であったもので今回改善したものは、職員に対するアクセス容易性。
- ・ 電子的ビジネスツールについての満足度は、概して低下。代理人のほうがより低下して おり、特にシステム速度に対する不満がある。
- ・ 昨年と比較して OHIM の機能が改善されたと、概して認識できる。
- OHIM のプレスリリース (3月19日付) は,以下参照 -

#### http://oami.europa.eu/en/news.htm

- 本報告書(要約版)は、以下参照(現在のところ、報告書全文は未公表) - http://oami.europa.eu/en/office/pdf/Executive summary OHIM 2007.pdf

## ≪ 模 倣 品・海 賊 版 対 策 ≫

#### 欧州委員会, EU 米税関共同による最初の模倣品対策作戦結果を公表

欧州委員会は、2月22日、税制・関税同盟総局及び米国税関・国境警備局が2007年11月~12月に共同で行った"インフラストラクチャ"という名称の作戦(Operation INFRASTRACTURE)の結果を公表した。本作戦は、EU米税関による模倣品に対するエンフォースメントに関する初めての共同作戦であり、40以上の異なる商標が付された集積回路(ICs)の模倣品を36万個以上差し押さえる結果を残した。

ヴェルー税制・関税同盟総局長は、「世界的な模倣品貿易と戦うため、我々はこの作戦を継続し、米国の同志とさらなる協力を行う予定。EU と米国は、海外を含めた模倣品・海賊版と戦うことを誓っている。加えて、特に我々市民の健康及び安全が危険にさらされている場合、税関当局が困難なエンフォースメントの問題に取り組む準備がなされていることを、この作戦は示している。」と述べている。

ボールドウィン米国税関・国境警備局長補は、「不法な物品の国際的な物流を止めるために欧州の同志と共に共同作業を行う公約を、この作戦の成功は明確に行動で示した。そして、我々の消費者とビジネスをこれらの危険物から保護した。ICs は我々社会の生活基盤において目立たないがきわめて重要な役割を有していると認識することが重要である。したがって、様々な分野、特に国家保障に関連する分野において、ICs によって支えられているシステムを信頼可能にする必要がある。」と述べている。

本作戦は、2006 年の EU 米首脳会談において採択された「知的財産権のエンフォースメントに関する EU 米行動戦略」に基づくものであり、半導体 (ICs を含む)及びコンピュータ・ネットワーキング装置を対象としたもの。半導体及びコンピュータ・ネットワーキング装置を対象とした理由は、それらの模倣品が知的財産権を侵害している点に加え、安全及び安全保障に対する危険を有してもいるためである。

- 欧州委員会税制・関税同盟総局のプレスリリースは、以下参照 - <a href="http://ec.europa.eu/taxation\_customs/resources/documents/common/whats\_new/EC\_US\_joint\_operation\_en.pdf">http://ec.europa.eu/taxation\_customs/resources/documents/common/whats\_new/EC\_US\_joint\_operation\_en.pdf</a>

#### ドイツ警察、見本市にて特許侵害被疑品展示ブースを捜索

ドイツのハノーバー (Hannover) 警察は、3月5日に CeBIT (世界最大の情報通信技術見本市:3月4日より開幕し開催中。)にて、51の展示ブースを特許侵害の疑いで捜索したことを、3月6日に公表した。今回の捜索はドイツ特許法第142条 (特許侵害者に刑罰を与える規定、業の場合、最高5年の禁固刑又は罰金)に基づくもので、3名の検察官と180名を超える警察・税関からの執行官が協力して捜索を行った。CeBIT においては、これまでで最大規模のもの。

今回の捜索に関連する特許は、主に MP3/MP4、 DVB 標準、CD-R、 DVD-R、 DVD 再生に関する技術。捜索では、携帯電話、ナビゲーション装置、電子写真フレーム、フラットスクリーンなどが押収された。また、当該装置だけでなく、関連書類及び宣伝物も押収され、押収物は 68 箱にもなった。そして、それらの展示を行っていた者のうち、9 名が登録され、20 名には 1,000 ユーロの保証金が課せられた。

捜索を受けた展示ブース企業の国別数は、以下のとおり。

中国:24(香港:3),台湾:12,ドイツ:9,ポーランド:1,オランダ:1,韓国:1。

- ハノーバー警察のプレスリリースは、以下参照(ドイツ語) -

http://www.presseportal.de/polizeipresse/pm/66841/1149541/polizeidirektion hannover

## ≪特許情報·電子出願≫

## 欧州特許庁. 出願件数予測調査結果を公表

欧州特許庁(EPO)は、4月15日「APPLICANT PANEL SURVEY 2007」と題した出願件数予測調査結果を公表した。1996年より毎年行われており、2001年より各年の調査結果を比較しやすいように約2,000人の出願人を対象としている。概要は、以下のとおり。

## 1. 調查目的

- ・ EPO への今後3年間の出願件数を予測
- ・ その予測に基づいて、必要な予算とマンパワーを予測
- ・ 出願に関するプロセスを理解
- ・ 経済トレンドに関する情報を収集

#### 2. 調查手法

#### 3. 調查結果

- ・ 2008年の予測出願件数\*は247,052件,2009年は255,343件。
- · 2007年の予測出願件数は217,444件だったところ,実際の出願件数は220,515件。
- ・ その他,出願人種別(大手出願人/ランダム抽出/個人・中小出願人),出願人ブロック別(欧/日/米/その他),技術分野別(ジョイントクラスター別),ルート別(直接出願/PCT),優先権主張別(EPO が第1庁/第2庁)による件数予測も掲載。
- ・ 研究・開発 (R&D) 予算に関する情報も掲載。

\*注:「出願件数」は、EPO への通常出願と、EPO が受理した国際段階 PCT 出願の合計件数。

- 本調査の概要は,以下参照 -

http://www.epo.org/patents/surveys/future-patent-filings.html

- 報告書全文は、以下参照 -

## OHIM, 2007年の年報を公表

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、3月6日、2007年の年報 (Annual Report 2007) を公表した。主な内容は以下のとおり。なお、年報においては数字が丸められているため、数字は、HP に別掲載されている統計情報の数字を可能な限り用いている。

### 【共同体商標(CTM: Community Trade Mark)】

- ・ 出願件数は、88,250 件 (2006 年に比し、約 13%増。)。そのうち約 14%が世界知的所有 権機関 (WIPO) 経由 (マドリッドプロトコル) で出願されている。
- ・ CTM の平均登録期間は約13月であり,2004年より約1/3短縮されている。
- ・ CTM 出願件数を国別にみると上位から順に、ドイツ 15,464 件(約 17%, 米 13,962 件

(約 16%), 英 9,326 件 (約 10%), 以下, スペイン, イタリア, フランス, オランダ, スイス, オーストリア, 日本 (10 位, 1,886 件, 約 2%) と続く。

・ CTM の異議件数は、16,468件(2006年に比し、約2,300件増。)。

### 【共同体意匠(RCD: Registered Community Design)】

- ・ 受理意匠件数は、77,237件(2006年に比し、約10%増)。
- ・ RCD の平均登録期間は、約6週間。年々短縮傾向。
- ・ 受理意匠件数を国別にみると上位から順に,ドイツ 18,380 件(約 24%, イタリア 10,863件(約 14%), フランス 6.801件(約 9%), 以下,米,英,スペイン,スイス,オーストリア,オランダ,日本(10位,2,192件,約 3%)と続く。日本は,受理意匠件数は微増したが,順位は8位から10位となった。

### 【審判(Appeal)】

- 審判請求件数は、1,952件(2006年に比し、約18%増。)。年々増加傾向。
- ・ 維持審決の割合は、査定系84%、異議系67%であり、維持する割合は高い。
- ・ 審決に対する欧州第一審裁判所 (CFI: Court of First Instance) への上訴の割合は、約9%。 10事件のうち、8事件において審決が維持されている。

### 【その他】

- ・ 電子出願の割合は、CTM 約 78%、RCD 約 32%。年々増加傾向。
- 職員数は約655人。そのうち、70人は遠隔勤務者(teleworker)。
- OHIM が公表した 2007 年の年報は,以下参照 -

http://oami.europa.eu/en/office/press/pdf/AR2.pdf

- OHIM が公表した統計情報は、以下参照 -

http://oami.europa.eu/en/office/stats.htm

### ・オーストリア特許庁, 2007 年年報公表

オーストリア特許庁は、2007年年報を公表した。

- 年報全文は、以下参照 -

http://www.patentamt.at/geschaeftsbericht2007/frames.html

### ・スロベニア知的財産庁, 2007 年年報公表

スロベニア知的財産庁は、2007年年報を公表した。

- 年報全文は,以下参照 -

http://www.uil-sipo.si/uploads/media/uil letno-porocilo 2007.pdf

### ・ハンガリー特許庁、2007年年報公表

ハンガリー特許庁は、2007年年報を公表した。

- 年報全文は,以下参照 -

http://www.hpo.hu/hivatalrol/evjel2007.pdf

## ≪その他≫

### 欧州司法裁判所、「パルメザンチーズ」にイタリアの原産地呼称保護認める判決

欧州司法裁判所 (ECJ) は、2月26日、イタリア産チーズ「Parmigiano R eggiano」 (パルミジャーノ・レジアーノ) の原産地呼称 (PDO: Protected Designation of Origin\*) がドイツ国内で十分に保護されていないとして、ドイツ政府に改善を求めていた欧州委員会の主張を認める判決を下した。今後「パルメザン」の名称を用いることができるのは、PDO として登録されたイタリア産チーズ「Parmigiano Reggiano」だけとなる。

イタリア産チーズ「Parmigiano Reggiano」は、1996年にPDOとして登録され、イタリアの一地方の特殊製法を用いるチーズ生産者のみに使用が許されている。しかし、ドイツ国内では、「Parmesan」(パルメザン)という名称で、イタリア産ではないチーズが販売されていた。EU加盟国は、PDOが翻訳された形であっても使用することを防止する義務を負っているところ(EU 規則 2081/92 、同 1107/96 参照)、欧州委員会は、「Parmesan」(パルメザン)は原産地呼称「Parmigiano Reggiano」の翻訳であるとして、ドイツ当局に対し、同国内での「Parmesan」の名称による製品の販売を中止する措置を取るよう要求し、2005年にECJに提訴していた。

ECJの判決のポイントは以下の通り。

- ・共同体法規下での保護されるのは、登録された原産地呼称保護と全く同一のものに限定 されない。
- ・名称同士が音声的にも視覚的にも類似し、かつ、製品の外観が類似している場合には、「Parmesan」の名称を用いれば、PDO である「Parmigiano Reggiano」を想起させることとなる。このような事態が生じないために、共同体法において PDO を保護しているのである。したがって、「Parmesan」という名称が「Parmigiano Reggiano」の翻訳であるか否かという問題は関係ない。
- ・共同体規則によれば、呼称が一般名称化していた場合に限り PDO とはならないが、「Parmesan」との名称が一般用語でないことを証明できなかったのであるから、ドイツ政府はこの例外規定に依拠することはできない。

他方、ECJ は、「加盟国は、自国領土内のPDO 侵害を罰するために必要な措置を自発的に取ることを他の加盟国からは強制されない」として、これを要求していた欧州委員会の主張を退けた。そして、PDO 遵守の監視義務は原産地国にあるため、「Parmigiano Reggiano」のPDO をモニターする責任はドイツ当局には無いと判示した。

ECJは、2005年、ギリシャがPDOに登録したチーズ「Feta」(フェタ)についても、ギリシャ以外のEU各国の生産者がチーズに「Feta」の名称を使用することを認めない、との判決を下している。今回の「パルメザンチーズ」判決は、従来同様、PDOに厳格な保護を与えるECJの姿勢を改めて示したものと言える。

#### (注\*)「原産地呼称保護制度(PDO: Protected Designation of Origin)

特定の地域・場所に由来する,固有の自然的あるいは人的要因によって品質,特徴が規定されるもので,特定の地域で生産・加工・調整された食品など,現在12の区分(例,チーズ,肉,野菜,魚,ビール。)がある。欧州連合において地理的に区分された地域における確かな特徴を持つ高品質の農産物について,価値が高まる要素の名称を保護し,農業生産の多様性を維持・確保するため1992年に創設された。なお,欧州委員会は,異議申立てのための調査を容易にすべく登録申請中の申請書をホームページに掲載している。

ECJ によるプレスリリースは、以下参照 -

http://curia.europa.eu/en/actu/communiques/cp08/aff/cp080011en.pdf

- 判決文は、以下参照 -

http://curia.europa.eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=EN&Submit=rechercher&numaff=C-132/05

- 欧州委員会の提訴については、欧州知的財産ニュース2004年8月号 (Vol.4) 第6頁参照 — <a href="http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\_004.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\_004.pdf</a>

- フェタチーズのECJ判決については、欧州知的財産ニュース2005年10~12月号 (Vol.11) 第6頁参照 -

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news 011.pdf

#### 欧州連合首脳会議。「知識の自由移動(5番目の自由)」を採択

欧州連合(EU)首脳会議は、3月 14日、リスボン戦略の 2008-2010 年計画策定における「知識及びイノベーションへの投資」という項において、「知識の自由移動(the free movement of knowledge)」を採択した。モノ(goods)、人、サービス、資本の自由移動に続くものとして、「5 番目の自由(fifth freedom)」と呼んでいる。そのうち、知的財産に関する項目は以下のとおり。

産業界への知識移転を増大させるため、公共研究組織によって創作された知的財産の最適な利用を促進する。特に、今年末までに採択予定の「知的財産憲章 (IP Charter)」に基づいて行う。

したがって、今年末までに「知的財産憲章 (IP Charter)」が採択されると共に、今後、大学等から企業への技術移転が欧州においても促進されていくと予想される。

- 今回のEU 首脳会議の結論に関するプレスリリースは、以下参照 - http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms Data/docs/pressData/en/ec/99410.pdf

## 欧州委員会,大学等の公的研究機関における知識移転活動に係る知的財産管理に関する 勧告を採択

欧州委員会は、4月10日、大学等の公的研究機関(public research organisations)における知識移転活動に係る知的財産管理に関する勧告(Recommendation)を採択した。本勧告は、知識移転に関する各国の法制・ガイドライン等をEUレベルで統一し、EU内及び外国との知識移転の促進を目的とするもの。また、本件は、3月14日に欧州連合首脳会議が採択した「知識の自由移動(5番目の自由)」のうち「知的財産憲章(IP Charter)」に該当するもの。今後、本勧告について閣僚理事会及び欧州議会において審議がなされる予定。なお、勧告は規則(Regulation)及び指令(Directive)と異なり、法的拘束力はない。

本勧告の概要は以下のとおり。

本勧告の構成は、本文、付録1「知識移転活動に係る知的財産管理に関する大学等の公的研究機関に対する行動規約(Code of Practice)」及び付録2「大学等の公的研究機関による知識移転活動に係る知的財産管理を促進する当局の確立された考え方(Identified practices of public authorities)」。

本文において、付録1の行動規約に沿った形で知的財産管理に関するポリシー及び手続を確立・公表するように公的研究機関に働きかけることを、加盟国に勧告している。また、各国の事情を考慮しつつ付録2の考え方を分析・利用するように、加盟国に勧告している。付録1の行動規約には、以下の3つの原則が規定されている。(1)内部の知的財産ポリシーに対する原則、(2)知識移転ポリシーに対する原則、(3)共同研究及び契約研究に対する原則。付録2の考え方には、戦略的使命としての知識移転、知的財産管理ポリシー、知識移転のキャパシティー及びスキルなどに関する当局としての考え方が記載されている。

フェアホイゲン欧州委員会副委員長兼企業・産業担当委員は,「欧州の大学等の公的研究機関は,公的資金による研究成果の利用についてさらに行動していく必要がある。イノベーションを刺激し,公的資金による研究の利益を最大化するために,それらは不可欠である。その結果,科学的研究から,新産業や雇用を生み出すことになる新しい製品及びサービスへ転換できるようになる。」と,プレスリリースにおいて述べている。

- 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 -

http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/555&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en

- 勧告全文は,以下参照 -

http://ec.europa.eu/invest-in-research/pdf/ip recommendation en.pdf

#### 英国知的財産庁,2007年顧客満足度調査結果公表

英国知的財産庁(UKIPO)は、4月9日、2007年顧客満足度調査(Customer Satisfaction Survey)の結果を公表した。2007年11月26日から同年12月21日までの間、オンライン上でアンケートをアクセス可能とする一方、UKIPOに対し何らかの料金支払いをした顧客のうちランダムに選ばれた1,800名に対してアンケートを送付し、電話で回答要請を行った。結局、486名の回答を得た。主な結果は以下のとおり。

・ 前回行った 2005 年の調査結果より、顧客満足度は改善している。

- ・ 顧客の 97.9%が、UKIPO の全体的な業績 (overall performance) に満足している。
- ・ 職員の親切さ (friendliness) について、顧客の 98% が満足している。
- ・ UKIPO のサービスに関して、明確なアドバイス及び職員の知識が重要であると、顧客 は考えている。

また、フレッチャーUKIPO 長官は、プレスリリースにおいて以下のように述べている。 「今回の顧客満足度調査結果は、我々の全てのサービスにおける優秀さ及び継続的な改善への我々の貢献について、我々の顧客が確信していることを示している。」

- UKIPO のプレスリリースは,以下参照 -

http://www.ipo.gov.uk/press-release-20080409

- 全調査結果は、以下参照 -

http://www.ipo.gov.uk/about/about-ourperform/about-customersurvey.htm

## EU一中国第二次知財協力("IPR2 EU-China")

欧州委員会及び欧州特許庁(EPO)は、4月17日、知的財産保護のための新たなEUー中国パートナーシッププロジェクトについてプレスリリースを行った。「EU-China IPR2 Project」と題されるこのプロジェクトは、1999年から2004年にかけて実施された先のプロジェクト「IPR1」の成功を踏まえた第二次協力計画であり、知財のエンフォースメントに焦点を当てている。本件は、2007年11月にEUのマンデルソン委員(通商担当)と中国商務省副大臣により言及されていたが、今般、ブリュッセルにて、欧州産業界、知財専門家、各国特許庁等からの代表者に対し、EPOジルー国際部長及び欧州委員会シノヴィエッツ通商総局知財担当部長より概要紹介が行われた。

IPR2 プロジェクトの総額は 1600 万ユーロ (約 26 億円) を超え, うち EU 側が 1,085 万ユーロを、中国側が残りを負担する。この予算が 4 年超のプロジェクトに投資され、EPO が中心となって実施し、欧州商標意匠庁(OHIM)及び北京の技術援助チームがこれを支援する。

中国における効果的な知財保護が持続する体制づくりを目的とし,以下 5 点を柱として,知財保護システムへの信頼性,効率性及びアクセスの向上を目指す。

- (i) 法整備(知財法並びに民法、刑法及び行政法の向上)
- (ii) 人材育成(立法,行政,司法すべてにおける知財関係者を対象)
- (iii) ユーザー及び行政のための情報へのアクセス向上
- (iv) エンフォースメント (中国の省庁間, 地域間等の効率的連携及び民事刑事行政手

続きに係る中国への支援)

(v) 権利者への支援(中国及び欧州の権利者による,中国知財制度の最大限の利用)

中国では3月に「知財保護戦略行動計画2008」が公表されたところ。IPR2プロジェクトの開始は、中国で知財が盛り上がりを見せているこの時期と軌を一にしている。 なお、IPR2プロジェクトは、欧州委員会企業・産業総局が実施しているプロジェクトである「中国知財SMEへルプデスク」(欧州の中小企業が中国で活動する際の支援)とも密接に協力しつつ行われる。

- EPO のプレスリリースは,以下参照 -

http://www.epo.org/about-us/press/releases/archive/2008/20080417.html

- IPR2 プロジェクトのウェブサイトは,以下参照 -

http://www.ipr2.org/index.php?option=com\_content&view=category&layout=blog&id=4\_0&Itemid=&Itemid=89

- IPR2 のパンフレットは,以下参照 -

http://www.ipr2.org/storage/IPR2 flyer EN 2150.pdf

- OHIM のプレスリリースは,以下参照 -

http://oami.europa.eu/en/office/newsletter/08004.htm#MN2

(以上)